

公立大学法人横浜市立大学キャリア支援センター設置規程

(目的及び設置)

第1条 学生のキャリア形成支援に関する必要な支援を行うため、横浜市立大学キャリア支援センター（以下「センター」という。）を置く。

(趣旨)

第2条 この規程は、センターの管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第3条 センターは、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 本学に学ぶ者の進路支援全般に関すること。
- (2) 本学の人材育成力及び人材について社会へのアピール活動に関すること。
- (3) 卒業者等による学生に対するキャリア形成支援に関すること。
- (4) 学生のキャリア形成及び支援に係る情報収集・普及・啓発に関すること。

(組織)

第4条 センターに、センター長を置く。

2 センター長は、センターの運営を統括する。

(庶務)

第5条 センターの庶務は、学生支援課において行う。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、センター長がキャリア形成支援委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。